

## 「第5次岩倉市総合計画策定業務委託」公募型プロポーザル実施要領

### 1 事業名

第5次岩倉市総合計画策定業務

### 2 要領の目的・基本的な考え方

『多様な緑で創る「役立ち感」に満ちた市民社会をめざす』を基本理念に掲げた第4次岩倉市総合計画の策定から7年が経過し、総合計画を取り巻く環境の変化や、第4次岩倉市総合計画に基づいた各種施策の推進により、本市におけるまちづくり全般について、状況が大きく変化しています。また、今後は、人口減少・少子高齢化の本格的な進行に伴う税収の減少や公共施設の老朽化への対応など自治体経営がこれまで以上に厳しさを増すことが予想されます。

このような中、第4次岩倉市総合計画は2020（平成32）年度をもって計画期間の満了を迎えるため、2021（平成33）年度以降の長期的・計画的な視野に立った持続可能なまちづくりの指針となる次期総合計画を策定します。

計画策定にあたって、業務全般についての企画提案を受け、技術力や課題解決力、また独創性など総合的に優れた事業者を選定するためにプロポーザルを実施するものです。

### 3 業務の概要

#### (1) 業務内容

別紙1「業務委託仕様書」のとおり

#### (2) 策定スケジュール

次期総合計画策定に係るスケジュールは次のとおりを予定している。

- ・2018（平成30）年7月 策定方針の決定、庁内策定会議等の設置
- ・2019（平成31）年9月 基本構想骨子案の作成
- ・2020（平成32）年3月 基本目標案・基本計画案の作成
- ・2020（平成32）年12月 議会上程（基本構想・基本計画）
- ・2021（平成33）年3月まで 次期総合計画書等版下データの作成

#### (3) 策定期間

2018（平成30）年度から2020（平成32）年度まで

#### (4) 委託期間

契約締結日の翌日から2021（平成33）年3月31日まで  
（3か年継続事業）

#### (5) 委託上限額

22,674千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とします。  
うち初年度は4,947千円を上限とします。

(6) 発注者

岩倉市長 久保田 桂朗

#### 4 プロポーザル項目

プロポーザルにあたっては、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3か年事業として、次のすべての項目について提案を行うものとする。

(1) 岩倉市の地域特性・課題に対する基本認識

(2) 総合計画のあり方・構成

※目標指標・数値の設定及び策定後の進行管理・運用についての考え方と例示も併せて提案すること。

(3) 策定過程における市民参加のあり方

※策定後の市民参加のあり方についての考え方と例示も併せて提案すること。

(4) 本業務に対する取組方針・遂行体制

(5) 次期総合計画策定の全体スケジュールと策定過程

※作業内容別に区分したスケジュールと、貴社、行政及び市民など主体別の具体的な実施内容

(6) その他、次期総合計画策定過程において必要だと考えられる事項及び独自の提案・工夫などがあれば記載すること。

#### 5 参加要件

プロポーザル参加意思提出日現在において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。

(3) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、厚生手続き開始の決定を受けた者、又は再生手続き開始の決定を受けた者は、申立てをなされていない者とみなす。

(4) 過去5年以内に地方公共団体の総合計画策定支援業務、又は総合計画に類似する計画策定支援業務完了の実績を有していること。

## 6 契約方法

契約の締結は、プロポーザルで選定された優先交渉事業者と当市の間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法で本業務にかかる委託契約を締結します。なお、企画提案内容（見積金額を含む。）によっては、そのままの契約内容となるとは限りません。

契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約の締結をしないことがあります。優先交渉事業者と契約が整わなかった場合は、次点とされた事業者と協議を行います。

### (1) 費用の支払い

各年度ごとに当市の検査を経て、受託事業者の請求に基づき支払うものとします。

### (2) 費用の分担

受託事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に全て含まれるものとし、当市は、契約金額以外の費用を負担しません。

## 7 参加意思表示

企画提案書・見積書の提出意思の有無を平成30年4月20日（金）午後5時15分までに様式1により岩倉市総務部秘書企画課あてに郵送又は持参し回答してください（期限必着）。

## 8 企画提案書・見積書の作成、提出

提出書類については、提出後の修正は認めません。

- (1) 作成方法 企画提案書、見積書に関する事項は別紙2のとおり
- (2) 提出期限 平成30年5月11日（金）午後5時15分まで
- (3) 提出方法 郵送又は持参（期限必着）
- (4) 提出先 岩倉市総務部秘書企画課

## 8 スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとします。

なお、審査日等の日程が変更になる場合は、事務局から提案事業者に連絡をします。

|                  |               |
|------------------|---------------|
| (1) 募集開始         | 平成30年4月 9日(月) |
| (2) 参加意思提出期限     | 平成30年4月20日(金) |
| (3) 質問書の提出期限     | 平成30年4月26日(木) |
| (4) 質問に対する回答     | 平成30年5月 2日(水) |
| (5) 企画提案書類等の提出期限 | 平成30年5月11日(金) |

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| (6) 企画提案書類等審査（一次審査） | 平成30年5月15日(火) |
| (7) 一次審査結果通知        | 平成30年5月16日(水) |
| (8) プレゼンテーション（二次審査） | 平成30年5月22日(火) |
| (9) 二次審査結果通知        | 平成30年5月25日(金) |
| (10) 契約締結           | 平成30年5月下旬     |

## 9 質疑

本事業に関する質疑については質問書（様式は任意）を提出してください。

- (1) 募集開始から平成30年4月26日(木)までの開庁日のうち午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2) 提出方法及び提出先  
表題を「第5次岩倉市総合計画」とし、下記までEメールにより提出してください。
- (3) 質問への回答  
平成30年5月2日(水)までにEメールにより全事業者に回答します。

## 10 選定方法・基準

- (1) 委託事業者の選定  
選定委員による書類審査、プレゼンテーション、ヒアリングにより優先交渉事業者を決定します。
- (2) 一次審査  
提出された企画提案書などの内容について書面審査による一次審査をします。各選定委員の評価点の合計を総合評価点として、総合評価点の上位3者を次の二次審査の対象とします。ただし、企画提案者が3者以内の場合は、すべての企画提案者を二次審査の対象とします。  
なお、申込者が1者だった場合は、総合評価点が7割未満の場合を除き優先交渉事業者とします。
  - ・一次審査選定委員  
秘書企画課長、行政課長、市民窓口課長、長寿介護課長、都市整備課長、子育て支援課長
- (3) 二次審査  
一次審査を通過した企画提案者は企画提案書を資料としてプレゼンテーション、ヒアリングを行い二次審査の合計点数の総合評価点で最高得点を得た者を契約の委託候補者とし、2番目に高い者を次点者とします。
  - ・二次審査選定委員  
副市長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、建設部長、教育こども未来部長、消防長
- (4) 評価基準

選定に当たっては、以下の項目を重視し評価します。

- ア この事業を提案するにあたり岩倉市の現状と課題についての理解
- イ 提案事項の的確性
- ウ 企画提案内容の魅力、独創性
- エ 業務遂行の体制、取組方針
- オ 業務実績

## 1.1 プレゼンテーション

### (1) 実施日時

平成30年5月22日（火）13時30分より

### (2) 実施場所

岩倉市役所7階 第2委員会室

### (3) 実施要領

1事業者につき20分以内でプレゼンテーションを行い、その後質疑応答の時間を10分程度設けます。パソコン及びプロジェクターなどの機材の使用は禁止します。

### (4) 説明者

プレゼンテーション及び質疑への回答は、企画提案書に記載した管理責任者と担当者で行うこととします。会場に入場できるのは3名以内とします。

## 1.2 選定結果の通知

- (1) 一次審査の結果通知は、一次審査を行った全事業者に対し、平成30年5月16日（水）付け書面で通知します。
- (2) 二次審査の結果通知は、二次審査を行った全事業者に対し、平成30年5月25日（金）付け書面で通知します。

## 1.3 提案の無効に関する事項

次の各号の一つに該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1) 提出物に虚偽の記載があるとき。
- (2) 企画提案書作成要領（別紙2）に適合しないとき。
- (3) 自己のほか、他の代表者を兼ねて提案したとき。
- (4) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (5) その他、当市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反したとき。

## 1.4 失格事項

次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- (1) 提出書類の提出方法、提出期限等がこの要領に該当しないもの。

- (2) 提出書類に虚偽の記載がされているもの。
- (3) 見積書の合計金額が本要領3(5)の提案上限額を超えているもの。
- (4) 選定に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの。

## 15 その他

- (1) このプロポーザルに参加するためにかかる費用は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 提出された書類及び電子データは、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において、複製をすることがあります。
- (4) 提出された書類以外に審査に必要な書類の提出を求めることがあります。
- (5) 企画提案書類等の提出は1事業者につき、一つ限りとします。
- (6) 提案募集に参加する者は、優先交渉事業者決定後において、この実施要領の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (7) 提出された提案書の著作権は、提案の採否に関わらず、提案書を提出した事業者に帰属します。ただし、当市が公表等に必要と判断した場合は無償で使用及び修正する権利を持つものとし、提案書を提出した事業者は、著作者人格権を主張しないものとします。なお、提出書類は、本業務以外の目的で使用することはありませんが、提案書は「岩倉市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報に該当するものには、その旨を明記し、該当部分を明らかにしてください。
- (8) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については当市が定めます。

担当:岩倉市総務部秘書企画課企画政策グループ(小出・渡邊)

〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地

電話 0587-38-5805(直通)

FAX 0587-66-6100

E-mail hishokikaku@city.iwakura.lg.jp